

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書の訂正報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成30年 6月29日 |
| 【会社名】 | 中央化学株式会社 |
| 【英訳名】 | CHUO KAGAKU CO., LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 社長執行役員 近 藤 康 正 |
| 【本店の所在の場所】 | 埼玉県鴻巣市宮地3丁目5番1号 |
| 【電話番号】 | 048(542)2511(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 管理部長 浅谷 啓 次 郎 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 埼玉県鴻巣市宮地3丁目5番1号 |
| 【電話番号】 | 048(542)2511(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 管理部長 浅谷 啓 次 郎 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、A種優先株式の発行に関し、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき、平成30年5月25日に臨時報告書を提出しておりますが、平成30年6月28日開催の当社第58回定時株主総会にて、A種優先株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更及び本第三者割当増資に係る議案の承認が得られたことに伴い、当該記載内容の一部に訂正が生じたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

訂正箇所1

- (14) 第三者割当の場合の特記事項
発行条件に関する事項
(b)発行条件の合理性に関する考え方

訂正箇所2

- (15) その他

3【訂正内容】

訂正箇所は_を付して表示しております。

訂正箇所1

- (14) 第三者割当の場合の特記事項
発行条件に関する事項
(b)発行条件の合理性に関する考え方

(訂正前)

当社は、上記算定結果も踏まえて三菱商事との間で、既存株主の皆様に対し希薄化の影響を避けるべく強制償還の権利確保並びに金銭を対価とする取得請求権の価格等について交渉を重ねた結果、1株当たりの払込金額を株式価値の上限に近い1,000,000円と決定いたしました。

当社は、当社及び三菱商事から独立した第三者算定機関であるブルータスによる本算定書における上記算定結果や種類株式の発行条件は当社の置かれた事業環境並びに財政状態及び経営成績を考慮した上で三菱商事との協議・交渉を通じて決定されていることを総合的に勘案し、本第三者割当増資は有利発行に該当しないと判断しております。

しかしながら、A種優先株式は客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、会社法上、A種優先株式の払込金額が三菱商事に特に有利な金額であると判断される可能性も完全には否定できないため、株主の皆様の意思を確認することが適切であると考え、念のため、本定時株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としてA種優先株式を発行することといたしました。

(訂正後)

当社は、上記算定結果も踏まえて三菱商事との間で、既存株主の皆様に対し希薄化の影響を避けるべく強制償還の権利確保並びに金銭を対価とする取得請求権の価格等について交渉を重ねた結果、1株当たりの払込金額を株式価値の上限に近い1,000,000円と決定いたしました。

当社は、当社及び三菱商事から独立した第三者算定機関であるブルータスによる本算定書における上記算定結果や種類株式の発行条件は当社の置かれた事業環境並びに財政状態及び経営成績を考慮した上で三菱商事との協議・交渉を通じて決定されていることを総合的に勘案し、本第三者割当増資は有利発行に該当しないと判断しております。

しかしながら、A種優先株式は客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、会社法上、A種優先株式の払込金額が三菱商事に特に有利な金額であると判断される可能性も完全には否定できないため、株主の皆様の意思を確認することが適切であると考え、念のため、本定時株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ております。

訂正箇所 2

(15) その他

(訂正前)

(省略)

割当予定先による本第三者増資に係る払込みは、本定時株主総会において、本定款変更及び本第三者割当増資の承認が得られること、並びに金融機関の協調融資等、関係者との今後の当社支援に向けた協力体制が継続されることを条件としています。

(訂正後)

(省略)

割当予定先による本第三者増資に係る払込みは、本定時株主総会において、本定款変更及び本第三者割当増資の承認が得られること、並びに金融機関の協調融資等、関係者との今後の当社支援に向けた協力体制が継続されることを条件としてありますが、同条件については、充足いたしております。また本定時株主総会において上記各議案の承認を得ております。